

(2) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）

①均等割額及び平等割額を5割軽減又は2割軽減できる軽減判定所得の引き上げ(専決処分)

1. 報告事項

令和5年度より、低所得者の国民健康保険税の課税にあたり、均等割額と平等割額を5割又は2割軽減するための判定基準となる所得金額を専決処分により引き上げたことを報告するもの。

2. 報告の趣旨

被保険者にとって有利となる条例改正であり、議会を招集する時間的余裕もなかったことから、令和5年3月31日付けで条例の一部改正を専決処分で行ったため、本協議会において報告するもの。

3. 軽減制度の概要

国民健康保険に加入する被保険者は所得の有無にかかわらず保険税がかかるため、低所得者にとっては負担が重くなっている。

そこで、低所得者の保険税負担を抑えるため、一定の条件を満たす場合に均等割額及び平等割額を7割・5割・2割減額する制度。

4. 改正の内容

軽減割合	改正前（令和4年度）	改正後（令和5年度）	
7割	43万+10万×（給与所得者等の数-1）以下	43万+10万×（給与所得者等の数-1）以下	変更なし
5割	43万円 + 28万5千円×被保険者数 + 10万×（給与所得者等の数-1）以下	43万円 + 29万円 ×被保険者数 + 10万×（給与所得者等の数-1）以下	(+5千円)
2割	43万円 + 52万円×被保険者数 + 10万×（給与所得者等の数-1）以下	43万円 + 53万5千円 ×被保険者数 + 10万×（給与所得者等の数-1）以下	(+1万5千円)

5. 軽減額増減表

軽減割合	対象	改正前	改正後	増減	増減率
7割	世帯数	21,122世帯	21,122世帯	0世帯	0.0%
	軽減額	6億9,878万円	6億9,878万円	0円	0.0%
5割	世帯数	7,493世帯	7,561世帯	68世帯	0.91%
	軽減額	1億9,667万円	2億1,501万円	1,834万円	9.32%
2割	世帯数	6,343世帯	6,600世帯	257世帯	4.05%
	軽減額	6,658万円	8,229万円	1,571万円	23.59%
合計	世帯数	34,958世帯	35,283世帯	325世帯	0.93%
	軽減額	9億6,203万円	9億9,608万円	3,405万円	3.53%

6. 関係法令等

○地方税法第703条の5（一部抜粋）
…総所得金額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い…条例で定めるところにより…均等割額又は平等割額を減額するものとする。

○改正地方税法施行令第56条の89（要約）
国民健康保険税の軽減の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28万5千円から29万円に、2割軽減となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円から53万5千円に、それぞれ引き上げること。

〈施行期日等〉

公布日：令和5年3月31日 施行日：令和5年4月1日

(2) 令和4年度事業報告

資料2-1

1. 国民健康保険運営協議会の開催状況

第1回 令和4年7月29日(金) 午後1時30分～

(1) 市川市国民健康保険関係条例の一部改正について(報告)

○ 減免申請期限の特例措置(コロナ減免)の継続

(2) 令和3年度の事業報告について

(3) 市川市国民健康保険特別会計の財政状況について

第2回 令和4年10月7日(金) 午後1時30分～

(1) 国民健康保険税率の見直しについて

第3回 令和5年2月6日(月) 午後1時30分～

(1) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について(諮問)

○ 後期高齢者支援金分の課税限度額の引上げ

(2) 令和5年度 市川市国民健康保険特別会計予算(案)について

(3) 市川市国民健康保険税の見直しについて(諮問)

2. 加入の状況

(令和4年度末時点)

区分	市川市全体	国保加入者	加入率
世帯数	254,842世帯	59,340世帯	23.3%
人数	492,489人	83,862人	17.0%

※国保加入状況は、令和3年度末と比較して ▲2,269世帯(▲3.7%)、▲4,260人(▲4.8%)となっています。

3. 国民健康保険税率等(令和4年度)

	医療分	支援分	介護分
所得割額	7.30%	1.45%	1.50%
均等割額	12,000円	6,800円	10,800円
平等割額	20,400円	—	—
課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※課税限度額は、令和3年度と比較して、医療分が2万円、支援分が1万円引き上げられました。

4. 医療費負担の割合(令和4年度)

自己負担割合	
未就学児の被保険者	2割負担
小学生以上70歳未満の被保険者	3割負担
70歳以上74歳までの被保険者	2割・3割(所得額に応じて)負担

※令和3年度からの変更ありません。

5. 任意給付事業(令和4年度)

給付事業(任意)	
出産育児一時金	42万円
(産科医療補償制度未加入)	40万8千円
葬祭費	5万円
(非課税)	7万円

※令和3年度からの変更ありません。

令和4年度 国民健康保険特別会計決算状況

資料2-2

(単位:円)

款		予算現額	決算額	増減額	収入率	
歳 入	1 国民健康保険税	8,704,974,000	8,779,619,140	74,645,140	100.9%	
	2 使用料及び手数料	131,000	144,980	13,980	110.7%	
	3 国庫支出金	185,000	184,000	△ 1,000	99.5%	
	4 県支出金	28,372,112,000	26,994,000,402	△ 1,378,111,598	95.1%	
	5 財産収入	463,000	462,337	△ 663	99.9%	
	6 繰入金	4,197,945,000	4,060,000,000	△ 137,945,000	96.7%	
		うち決算補填を目的とする繰入金①	743,737,000	709,017,060	△ 34,719,940	95.3%
		うち基金からの繰入金 ②	400,000,000	400,000,000	0	100.0%
		実質赤字額 (①+②)	1,143,737,000	1,109,017,060	△ 34,719,940	97.0%
	7 繰越金	47,606,000	47,606,628	628	100.0%	
8 諸収入	286,714,000	203,259,074	△ 83,454,926	70.9%		
計		41,610,130,000	40,085,276,561	△ 1,524,853,439	96.3%	

(単位:円)

款		予算現額	決算額	不用額	執行率
歳 出	1 総務費	622,142,000	589,742,210	32,399,790	94.8%
	2 保険給付費	28,144,633,000	26,655,062,238	1,489,570,762	94.7%
	3 国民健康保険事業費納付金	11,785,567,000	11,785,562,685	4,315	100.0%
	4 共同事業拠出金	6,000	704	5,296	11.7%
	5 保健事業費	377,574,000	312,910,328	64,663,672	82.9%
	6 基金積立金	600,463,000	600,462,337	663	100.0%
	7 諸支出金	69,745,000	56,350,848	13,394,152	80.8%
	8 予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0%
計		41,610,130,000	40,000,091,350	1,610,038,650	96.1%

歳入 40,085,276,561円 (400億8,527万6,561円)

歳出 40,000,091,350円 (400億9万1,350円)

差額 85,185,211円 (翌年度へ繰越)

令和4年度加入者の所得階層状況

区分	令和3年度の所得額目安	世帯数	割合	
低所得世帯	未申告世帯 (均等割・平等割の軽減は適用されません)	世帯 3,076	% 4.77	58.99
	48万円以下 (7割軽減世帯)	21,122	32.76	
	43万円+被保険者数×28.5万円以下 (5割軽減世帯)	7,493	11.62	
	43万円+被保険者数×52円以下 (2割軽減世帯)	6,343	9.84	
一般世帯	～ 200万円未満	8,933	13.86	38.57
	200 ～ 300万円未満	6,055	9.39	
	300 ～ 400万円未満	3,481	5.40	
	400 ～ 500万円未満	2,166	3.36	
	500 ～ 700万円未満	2,454	3.81	
	700 ～ 889万円未満	1,777	2.75	
高所得世帯	889万円以上 (課税限度額到達世帯)	1,571	2.44	
	合計	64,471	100.00	

軽減状況

	世帯数	被保険者数	軽減額
	世帯	人	千円
7割軽減	21,122	25,491	698,786
5割軽減	7,493	11,507	196,674
2割軽減	6,343	10,029	66,584
合計	34,958	47,027	962,044

限度額超過世帯

	世帯数
医療分	世帯 1,571
支援分	675
介護分	463

限度額に達する所得金額(概算)

【医療分】(65万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	
1人世帯	8,890,200	10,840,200
2人世帯	8,725,800	10,675,800
3人世帯	8,561,500	10,511,500
4人世帯	8,397,100	10,347,100

【支援分】(20万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	円
1人世帯	13,754,100	15,704,100
2人世帯	13,285,100	15,235,100
3人世帯	12,816,200	14,766,200
4人世帯	12,347,200	14,297,200

【介護分】(17万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	円
1人世帯	11,043,300	12,993,300
2人世帯	10,323,300	12,273,300
3人世帯	9,603,300	11,553,300
4人世帯	8,883,300	10,833,300

令和4年度 保険給付費の状況

資料2-4

(一般被保険者分)

(単位:円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	1人当たり平均給付費	執行率
療養給付費	24,213,761,832	22,777,223,394	1,436,538,438	262,238	94.1%
療養費	305,053,000	264,731,997	40,321,003	3,047	86.8%
高額療養費	3,394,802,073	3,393,788,428	1,013,645	39,073	100.0%
高額介護合算療養費	6,483,000	6,255,004	227,996	72	96.5%
移送費	30,000	0	30,000	0	0.0%
小 計	27,920,129,905	26,441,998,823	1,478,131,082	304,431	94.7%

(退職被保険者等分)

(単位:円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	1人当たり平均給付費	執行率
療養給付費	5,685,000	4,205,786	1,479,214	2,102,893	74.0%
療養費	10,000	0	10,000	0	0.0%
高額療養費	1,758,000	1,558,377	199,623	779,188	88.6%
高額介護合算療養費	50,000	0	50,000	0	0.0%
移送費	30,000	0	30,000	0	0.0%
小 計	7,533,000	5,764,163	1,768,837	2,882,081	76.5%

(一般被保険者分+退職被保険者等分)

(単位:円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	1人当たり平均給付費	執行率
療養給付費	24,219,446,832	22,781,429,180	1,438,017,652	262,280	94.1%
療養費	305,063,000	264,731,997	40,331,003	3,047	86.8%
高額療養費	3,396,560,073	3,395,346,805	1,213,268	39,090	100.0%
高額介護合算療養費	6,533,000	6,255,004	277,996	72	95.7%
移送費	60,000	0	60,000	0	0.0%
小 計	27,927,662,905	26,447,762,986	1,479,899,919	304,490	94.7%

①

(その他の給付)

区 分	件数(件)	給付額(円)
出産育児一時金	292	108,722,033
葬祭費	477	26,490,000
傷病手当金	70	16,158,095
審査支払手数料	1,460,316	55,929,124
小 計	1,461,155	207,299,252

②

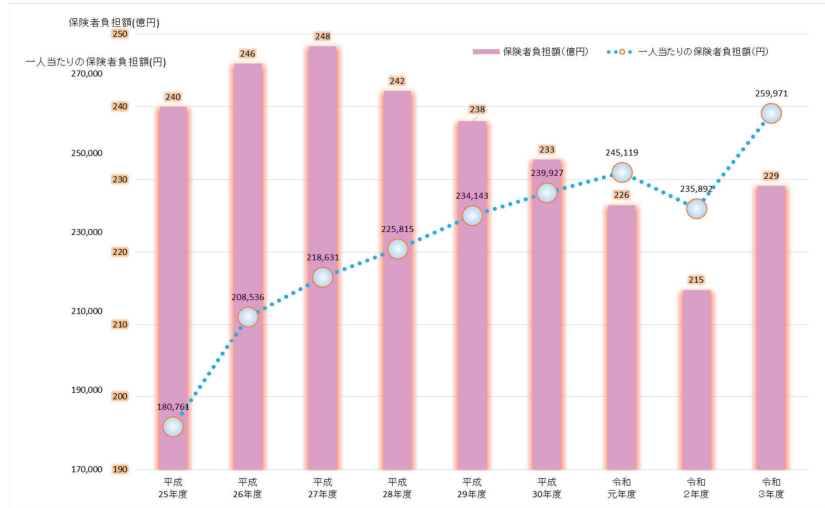
支出額

①+② = **26,655,062,238** 円

(266億5,506万2,238円)

国民健康保険の保険者負担額は被保険者数の減少とともに減少はしていますが、一人当たりの金額に換算すると、年々増加傾向にあります。令和2年は新型コロナウイルスの流行による外出控えや医療機関の閉鎖などの影響により減少しましたが、翌年にはまた増加に転じています。

図表 5 保険者負担額



医療費の負担額が多い疾病は、人工透析を行う慢性腎臓病、糖尿病が上位にあります。糖尿病性腎症重症化予備軍、糖尿病予備軍の方への受診勧奨が重要になってきます。

また、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病に起因するもの、関節炎や骨折など、高齢者の生活にかかわるものなど、予防によって医療の適正化につながるものがある程度占めています。

図表 6 疾病別医療費

疾病別医療費 (82分類疾病別)	保険者負担額(円)	構成比
慢性腎臓病(透析あり)	131,474,610	5.8%
糖尿病	109,615,650	4.8%
関節疾患	87,564,130	3.8%
統合失調症	76,381,110	3.3%
肺がん	70,471,820	3.1%
高血圧症	62,541,930	2.7%
脂質異常症	54,233,310	2.4%
骨折	49,622,830	2.2%
不整脈	48,678,120	2.1%
うつ病	40,046,500	1.8%
その他	1,552,457,940	68.0%
合計	2,283,087,950	100.0%

【疾病別医療費 (令和3年11月分) KDBシステムより】

3 保健事業の取り組み状況

医療費の適正化に向けた取り組みとして第2期データヘルス計画に基づいて次の事業に取り組んできました。新型コロナウイルス流行により、国民生活が一変した中でも事業継続につとめ、維持してきたところですが、目標値の達成が困難となり令和3年の中間評価にて目標値の再設定を行ったところです。

図表 7 保健事業

事業名	事業概要
特定健康診査および特定保健指導	一年に一度、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を早期発見し、早期対策に結び付けることが目的の健診です。40～50代の受診率の向上が課題になっています。
糖尿病性腎症重症化予防	糖尿病が重症化し、腎臓の人工透析が必要になる前に医療機関にかかるように、医療機関への受診勧奨を行っています。令和5年度からはCKD(慢性腎臓病)重症化予防のため、受診勧奨を開始しました。
重複服薬・頻回受診対策	複数の医療機関で同じ効能の薬を処方し、それを服用することによる健康被害を防ぎます。また、同じ病気で過度に医療機関を受診することを防ぎます。
人間ドック費用助成事業	特定健診の代わりに人間ドックを受けた人への助成金交付を行っています。また、特定健診の対象外である40歳未満の方への助成も行います。
ジェネリック医薬品使用促進事業	後発医薬品(ジェネリック)の使用を促し、医療負担の軽減を図ります。
エイズ等感染症予防啓発事業	感染症の正しい知識の普及を行います。

4 第3期データヘルス計画策定に向けての課題抽出

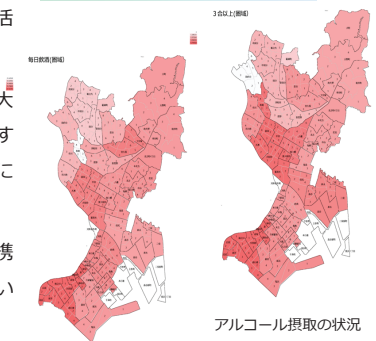
第3期データヘルス計画では、KDBデータ(国保データベースシステム)等を用いて、それぞれの保険者が課題を抽出し、その解決に取り組むこととされています。

図表 8 分析結果例の一部

市川市で抽出された問題は検診受診率の伸び悩み、生活習慣病や高齢者に向けた取り組みです。

質問事項の分析などから、人口構成が大きく異なる大柏地区と行徳地区では医療機関数や医療機関までに要する時間が違うなど、市民生活には地域性があり、地域に応じた取り組みに効果を期待したいところです。

これらの分析結果を踏まえ、後期一体的実施との連携を盛り込んで第3期データヘルス計画の策定を進めています。



(4) 市川市国民健康保険条例の一部改正について (報告)

資料 4

○ 出産育児一時金支給額の改定

1. 報告事項

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、市川市国民健康保険条例第4条に定める出産育児一時金に改正の必要が生じたことから、令和5年2月議会において条例改正を行いました。

2. 条例改正の経緯、概要

これまで、被保険者が出産した場合に、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として408,000円を支給するほか、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合には、制度の掛金相当額の12,000円を加算し、総額420,000円を支給してきました。

この度、子育て世代の支援のため、令和5年4月1日以後の出産にかかる出産育児一時金について、現行の408,000円から488,000円に引き上げる健康保険法施行令の一部改正(令和5年4月1日施行)が行われたことから、市川市においても同様の支給額となるよう市川市国民健康保険条例の改正を行ったものです。

3. 条例改正の内容 (条文の新旧対照表)

改正前	改正後
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 408,000円 を支給する。 ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。	第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 488,000円 を支給する。 ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。
2 (略)	2 (略)

4. 出産育児一時金の支給状況

《過去5年間の出産育児一時金支給実績》

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
支給件数	396	338	300	292	262
支給額	¥163,834,646	¥141,022,690	¥123,948,790	¥120,839,650	¥108,671,843
平均支給額	¥413,724	¥417,227	¥413,163	¥413,834	¥414,778

5. 都道府県別平均出産費用

公的病院・正常分娩 都道府県別出産費用 (令和3年度)

都道府県名	平均値	中央値	都道府県名	平均値	中央値
全国	454,994円	453,140円	三重県	421,209円	416,000円
北海道	405,140円	412,000円	滋賀県	475,726円	481,000円
青森県	407,035円	418,285円	京都府	427,939円	418,955円
岩手県	465,266円	469,175円	大阪府	419,387円	431,280円
宮城県	487,647円	496,900円	兵庫県	456,331円	459,010円
秋田県	427,650円	430,446円	奈良県	369,287円	381,660円
山形県	480,148円	481,625円	和歌山県	402,503円	396,443円
福島県	436,674円	439,440円	鳥取県	357,443円	359,273円
茨城県	501,889円	508,410円	島根県	421,378円	443,966円
栃木県	454,439円	471,322円	岡山県	448,632円	452,215円
群馬県	455,608円	462,785円	広島県	462,797円	469,710円
埼玉県	461,505円	475,000円	山口県	405,903円	407,660円
千葉県	474,843円	482,000円	徳島県	448,291円	449,232円
東京都	565,092円	560,540円	香川県	438,083円	443,160円
神奈川県	504,634円	505,955円	愛媛県	424,054円	436,080円
新潟県	486,825円	487,625円	高知県	388,711円	391,500円
富山県	439,657円	458,460円	福岡県	419,062円	433,630円
石川県	430,063円	419,970円	佐賀県	357,771円	367,558円
福井県	401,865円	409,470円	長崎県	411,787円	416,820円
山梨県	453,721円	437,800円	熊本県	401,755円	399,980円
長野県	470,033円	468,435円	大分県	391,472円	391,870円
岐阜県	415,198円	427,040円	宮崎県	401,222円	406,520円
静岡県	437,209円	433,090円	鹿児島県	403,693円	398,474円
愛知県	456,794円	451,185円	沖縄県	367,318円	389,200円

※厚生労働省保健局における集計(室料差額等を除く、総件数は90,239件)
 ※東京都が最も平均値が高く、鳥取県が最も低くなっており、その差は207,649円となっています。
 ※市川市国民健康保険の被保険者の平均出産費用額は、569,311円(令和3年度)となっています。